

京都市職員厚生会条例施行規則を公布する。

平成25年 3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第69号

京都市職員厚生会条例施行規則

(補助金の交付の目的)

第1条 京都市職員厚生会条例第3条第1項に規定する補助金（以下「補助金」という。）

は、職員の福利厚生を増進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）

の運営に係る事業及び厚生会が実施する事業のうち、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 職員の心身の健康の保持増進を図るための事業
- (2) 職員の活力の向上を図るための事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が職員の福利厚生を増進を図るために必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、厚生会の運営に要する費用及び前条各号に掲げる事業に要する費用の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

用の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(補助金の交付状況の公表)

第4条 京都市補助金等の交付等に関する条例第8条の規定により補助金の交付状況の公表を行う場合における同条に規定する別に定める事項は、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業及びその実績
- (2) 厚生会の収入及び支出の状況
- (3) 補助金の公表を行う会計年度における当該補助金の予算額
- (4) 補助金の額の算定方法
- (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第6条第2項各号に掲げる事項を定める法令、条例、規則、要綱その他の定め名称（当該定めが2つ以上ある場合にあっては、主

たる定め)の名称)

(6) 補助金の交付に関する事務を所掌する組織の名称

(7) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、行財政局組織・人事担当局長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)